平成２９年（フ）第１号
京都府京丹後市網野町下岡759番地
債務者　数多　正幸
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第７５０号
大阪府柏原市平野１丁目12番15―305号　ハイマートまつもと、申立時の住所大阪府柏原市山ノ井町１番44号
債務者　土居　慶子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９４２号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地１号棟543号室
債務者　佐野　　亮
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２号
兵庫県丹波市柏原町柏原2580番地13
債務者　ファレノプシスこと　細見香代子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第３３３号
金沢市神野町西258番地、従前の住所金沢市矢木３丁目218番地
債務者　朝野　豊子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５６号
石川県野々市市押越１丁目76　クリオおしこし206号室、住民票上の住所石川県野々市市三日市町69街区16番　アビタシオン・ソフィア105号（従前々の住所）金沢市畝田西２丁目67番地３
債務者　結城　將士
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６号
長野県伊那市西箕輪5048番地４
債務者　木村　麻子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第１６号
三重県津市戸木町2191番地　市営桃里団地Ａ棟104号
債務者　原　　一士
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０号
兵庫県豊岡市泉町16番３号
債務者　矢部　　仁
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第５号
宮崎県小林市野尻町紙屋4065番地２　観音丘団地111号
債務者　園田真由美
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１２７号
鹿児島県姶良市東餅田1325番地３　岩崎住宅３号棟
債務者　永仮　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
鹿児島県霧島市隼人町内1570番地３、申立時の住所鹿児島県霧島市国分広瀬３丁目21番７号　あさひマンション101
債務者　谷口　友美（旧姓三田）
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第２６５号
兵庫県明石市魚住町清水548番地の１　サンハイム西海103号、前住所兵庫県明石市魚住町西岡2229番地の５
債務者　辻井　彰浩
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第４号
兵庫県南あわじ市志知口94番地
債務者　原　みゆき（旧姓玉田）
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第１号
佐賀県唐津市相知町相知2327番地１
債務者　佐藤由紀子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２２７号
神奈川県三浦市南下浦町金田1896―６サンディア三浦102、住民票上の住所神奈川県三浦市南下浦町金田1003番地５
債務者　飯嶋　敏幸
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部